山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月27日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例

山陽小野田市介護保険条例(平成17年山陽小野田市条例第116号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 指定地域密着型サービス事業者等

第25条の2の見出し中「指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者」を「指定地域密着型サービス事業者等」に改め、同条第2項中「及び第115条の12第2項第1号」を「、第115条の12第2項第1号及び第115条の22第2項第1号」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 議案第93号 参考資料

## 山陽小野田市介護保険条例 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
目次   第1章 ~ 第5章 (略)   第6章 指定地域密着型サービス事業者等 (第25条の2)   第7章 (略)   附則	目次   第1章 ~ 第5章 (略)   第6章 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者(第25条の2)   第7章 (略)   附則
第6章 指定地域密着型サービス事業者等	第6章 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域 密着型介護予防サービス事業者
(指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準)	(指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護 予防サービス事業者の指定に関する基準)
第25条の2 (略)	第25条の2 (略)
2 法第78条の2第4項第1号 <u>、第115条の12第2項</u> <u>第1号及び第115条の22第2項第1号</u> の条例で定める 者は、法人とする。	2 法第78条の2第4項第1号 <u>及び第115条の12第2</u> <u>項第1号</u> の条例で定める者は、法人とする。